

国立大学法人東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京学芸大学役員規程等の一部を改正する規程

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項等の一部を改正する要項

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領等の一部を改正する要領

制定理由

組織運営規程の制定及び学則の一部改正，理事及び副学長の職務分担の変更，役員会の下に置く運営組織の再編，事務組織の一部改編等に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

組織運営規程の制定及び学則の一部改正，理事及び副学長の職務分担の変更，役員会の下に置く運営組織の再編，事務組織の一部改編等に伴う形式的な改正であるため，学長決裁により処理し，関係審議機関には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成22年6月7日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成22年学則第4号

国立大学法人東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学役員規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年6月7日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成22年規程第24号

国立大学法人東京学芸大学役員規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学役員規程（平成16年規程第31号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学役員会規程（平成16年規程第32号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程（平成16年規程第33号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号）
- (5) 東京学芸大学部局長会規程（平成16年規程第38号）
- (6) 東京学芸大学副学長規程（平成16年規程第39号）
- (7) 東京学芸大学学長補佐規程（平成16年規程第37号）

- (8) 東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号）
- (9) 東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）
- (10) 東京学芸大学役付職員選考規程（昭和42年規程第2号）
- (11) 東京学芸大学教室主任会規程（平成20年規程第2号）
- (12) 東京学芸大学免許状更新講習委員会規程（平成20年規程第30号）
- (13) 東京学芸大学学部学生交流規程（平成7年規程第12号）
- (14) 東京学芸大学総合学生支援機構規程（平成19年規程第30号）
- (15) 東京学芸大学学生委員会規程（平成11年規程第5号）
- (16) 東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程（平成10年規程第16号）
- (17) 東京学芸大学学寮規程（平成8年規程第2号）
- (18) 東京学芸大学国際学生宿舍規程（平成9年規程第8号）
- (19) 東京学芸大学学生諸手続等規程（昭和25年10月16日制定）
- (20) 東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程（昭和63年規程第3号）
- (21) 東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程（昭和45年規程第2号）
- (22) 東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程（平成16年規程第57号）
- (23) 東京学芸大学職業紹介業務運営規程（平成16年規程第12号）
- (24) 東京学芸大学学生の懲戒に関する規程（平成19年規程第11号）
- (25) 東京学芸大学学生表彰規程（平成21年規程第2号）
- (26) 東京学芸大学大学院教育学研究科規程（平成8年規程第13号）
- (27) 東京学芸大学教職大学院運営規程（平成20年規程第26号）
- (28) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程（平成20年規程第3号）
- (29) 東京学芸大学大学院教育学研究科長期履修学生規程（平成15年規程第8号）
- (30) 東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程（平成7年規程第8号）
- (31) 東京学芸大学大学院教育学研究科特別研究学生交流規程（平成7年規程第9号）
- (32) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号）
- (33) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程（平成8年規程第11号）
- (34) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程（平成8年規程第12号）
- (35) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科学生交流規程（平成9年規程第22号）
- (36) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科特別研究学生交流規程（平成9年規程第23号）
- (37) 東京学芸大学特別支援教育特別専攻科規程（昭和48年規程第1号）
- (38) 東京学芸大学科目等履修生規程（平成5年規程第14号）

- (39) 東京学芸大学大学院教育学研究科科目等履修生規程（平成6年規程第18号）
- (40) 東京学芸大学学部研究生規程（昭和60年規程第3号）
- (41) 東京学芸大学大学院教育学研究科研究生規程（平成7年規程第10号）
- (42) 東京学芸大学リポジトリ規程（平成20年規程第33号）
- (43) 東京学芸大学教育実践研究推進機構規程（平成16年規程第21号）
- (44) 東京学芸大学研究倫理規程（平成15年規程第4号）
- (45) 国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程（平成19年規程第31号）
- (46) 国立大学法人東京学芸大学職務発明規程（平成16年規程第18号）
- (47) 国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程（平成16年規程第19号）
- (48) 国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程（平成16年規程第20号）
- (49) 東京学芸大学国際交流会館規程（平成6年規程第10号）
- (50) 学芸大学・F C 東京・小金井市運営協議会規程（平成16年規程第23号）
- (51) 国立大学法人東京学芸大学寄附講義受入規程（平成20年規程第38号）
- (52) 東京学芸大学附属図書館規程（昭和39年規程第12号）
- (53) 東京学芸大学環境教育実践施設規程（平成6年規程第13号）
- (54) 東京学芸大学教育実践研究支援センター規程（平成16年規程第5号）
- (55) 東京学芸大学留学生センター規程（平成10年規程第11号）
- (56) 東京学芸大学国際教育センター規程（昭和58年規程第10号）
- (57) 東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程（平成12年規程第6号）
- (58) 東京学芸大学保健管理センター規程（昭和58年規程第11号）
- (59) 東京学芸大学情報処理センター規程（平成元年規程第6号）
- (60) 東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程（昭和59年規程第4号）
- (61) 東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程（昭和58年規程第2号）
- (62) 東京学芸大学現職教員研修支援センター規程（平成12年規程第5号）
- (63) 東京学芸大学学生相談センター規程（平成18年規程第6号）
- (64) 東京学芸大学学生キャリア支援センター規程（平成19年規程第28号）
- (65) 東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）
- (66) 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）
- (67) 国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程（平成13年規程第7号）
- (68) 国立大学法人東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会規程（平成13年規程第8号）
- (69) 国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規程（平成13年規程第9号）

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則を次のように
制定する。

平成22年 6 月 7 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成22年細則第 3 号

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則（昭和50年 4 月 2 日制定）の一部に
ついて、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項等の一部を改正する要項
を次のように制定する。

平成22年 6 月 7 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項等の一部を改正する
要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正す
る。

- (1) 学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項（平成20年 7 月10日
制定）
- (2) 東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項（平成22年 1 月28日制定）
- (3) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大運営委員会（東京学芸大学）
要項（平成19年 6 月14日制定）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学情報化統括責任者及び情報化統括責任者補佐の設
置に関する要項（平成22年 3 月 4 日制定）

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領等の一部を改正する要領を次のように
制定する。

平成22年6月7日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領等の一部を改正する要領

次に掲げる要領の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学短期留学プログラム実施要領（平成14年5月9日制定）
- (2) 東京学芸大学留学生センター日本語研修コース実施要領（平成10年3月5日制定）

国立大学法人東京学芸大学大学院学則の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
東京学芸大学大学院学則 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この学則は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第13条第3項</u>の規定に基づき、大学院について必要な事項を定めるものとする。 (研究科) 第2条 大学院に、教育学研究科及び連合学校教育学研究科を置く。 2 連合学校教育学研究科の教育研究は、<u>東京学芸大学（以下「本学」という。）</u>、<u>埼玉大学</u>、<u>千葉大学</u>及び<u>横浜国立大学</u>の協力により実施する。 〔省略〕 (入学料及び授業料の免除等の手続き) 第38条 入学料及び授業料の免除等の手続は、<u>東京学芸大学学則（平成16年学則第2号。以下「大学学則」という。）</u>の規定を準用する。 〔省略〕 第9章 補則 (準用) 第43条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、大学学則及び東京学芸大学学生諸手続等規程（<u>昭和25年10月16日制定</u>）の関係規定を準用する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この学則は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	<u>国立大学法人</u>東京学芸大学大学院学則 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この学則は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則（以下「大学学則」という。）第6条第2項</u>の規定に基づき、大学院について必要な事項を定めるものとする。 (研究科) 第2条 大学院に、教育学研究科及び連合学校教育学研究科を置く。 2 連合学校教育学研究科の教育研究は、<u>国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）</u>、<u>国立大学法人埼玉大学</u>、<u>国立大学法人千葉大学</u>及び<u>国立大学法人横浜国立大学</u>の協力により実施する。 〔省略〕 (入学料及び授業料の免除等の手続き) 第38条 入学料及び授業料の免除等の手続は、<u>大学学則</u>の規定を準用する。 〔省略〕 第9章 補則 (準用) 第43条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、大学学則及び東京学芸大学学生諸手続等規程の関係規定を準用する。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学役員規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第5条第2項</u>の規定に基づき、役員について必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 (学長の選考) 第3条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が選考する。 〔省略〕 <u>(規程の改廃)</u> <u>第10条</u> この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。 (補則) <u>第11条</u> この規程に定めるもののほか、役員について必要な事項は、役員会の議を経て学長が別に定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第12条第2項及び第20条</u>の規定に基づき、役員について必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 (学長の選考) 第3条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が選考する。 <u>2 学長選考会議について必要な事項は、別に定める。</u> 〔省略〕 (補則) <u>第10条</u> この規程に定めるもののほか、役員について必要な事項は、役員会の議を経て学長が別に定める。

国立大学法人東京学芸大学役員会規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第6条第2項</u>の規定に基づき、役員会について必要な事項を定めるものとする。 [省略] (規程の改廃) <u>第7条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。</u> (運営の細目) <u>第8条</u> この規程に定めるもののほか、役員会について必要な事項は、役員会の議を経て学長が別に定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第3条第2項</u>の規定に基づき、役員会について必要な事項を定めるものとする。 [省略] (運営の細目) <u>第7条</u> この規程に定めるもののほか、役員会について必要な事項は、役員会の議を経て学長が別に定める。

国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第8条第2項</u>の規定に基づき、経営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第3条第2項</u>の規定に基づき、経営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第9条第2項</u>の規定に基づき、教育研究評議会（以下「評議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (審議事項) 第2条 評議会は、次に掲げる事項について審議する。 (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの (3) 学則（<u>経営に関する部分を除く。</u>）その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 (4) 教員人事に関する事項（教職大学院設置準備を担当する教員以外の教員の採用及び昇任の選考に関する事項を除く。） (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項 (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (9) その他教育研究に関する重要事項 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第3条第2項</u>の規定に基づき、教育研究評議会（以下「評議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (審議事項) 第2条 評議会は、次に掲げる事項について審議する。 (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの (3) 学則（<u>教育研究に関する部分に限る。</u>）その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 (4) 教員人事に関する事項（教職大学院設置準備を担当する教員以外の教員の採用及び昇任の選考に関する事項を除く。） (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項 (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (9) その他教育研究に関する重要事項 〔省略〕

東京学芸大学部局長会規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<u>(趣旨)</u> 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第27条第2項の規定に基づき、部局長会について必要な事項を定めるものとする。</u> 〔省略〕 <u>(規程の改廃)</u> 第7条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	<u>(設置)</u> 第1条 <u>東京学芸大学（以下「本学」という。）に、部局長会を置く。</u> 〔省略〕

東京学芸大学副学長規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第18条第3項</u>の規定に基づき、副学長について必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 (規程の改廃) <u>第5条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> (補則) <u>第6条</u> この規程に定めるもののほか、副学長について必要な事項は、学長が別に定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第14条第2項</u>の規定に基づき、副学長について必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 (補則) <u>第5条</u> この規程に定めるもののほか、副学長について必要な事項は、学長が別に定める。

東京学芸大学学長補佐規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) <u>第1条 この規程は、学長がリーダーシップを発揮しながら、本学の円滑な運営を図るため、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第19条第2項の規定に基づき、学長補佐について必要な事項を定めるものとする。</u> (構成等) 第2条 学長補佐は、学長が適当と認めた者若干名とする。 2 学長補佐は、学長が委嘱する。 (任期) 第3条 学長補佐の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委嘱した学長の任期の末日を超えることはできない。 (規程の改廃) <u>第4条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。</u> (補則) <u>第5条 この規程に定めるもののほか、学長補佐について必要な事項は、学長が別に定める。</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(設置) <u>第1条 学長がリーダーシップを発揮しながら、本学の円滑な運営を図るため、学長の下に学長補佐を置くことができる。</u> (構成等) 第2条 学長補佐は、学長が適当と認めた者若干名とする。 2 学長補佐は、学長が委嘱する。 (任期) 第3条 学長補佐の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委嘱した学長の任期の末日を超えることはできない。 (補則) <u>第4条 学長補佐について必要な事項は、学長が別に定める。</u>

東京学芸大学教授会規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第26条第2項</u>の規定に基づき、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系の教授会について必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(目的) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第21条第2項</u>の規定に基づき、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系の教授会について必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号。以下「組織運営規程」という。）第11条第4項の規定に基づき、教育学部の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</u> (組織) 第2条 <u>組織運営規程第11条第2項に規定する学系は、別表第1に規定する講座・分野により組織する。</u> 第3条 <u>組織運営規程第11条第3項に規定する学群は、別表第2に規定する教室により組織する。</u> 〔省略〕 (課程代表等) 第8条 <u>東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第4条に規定する課程（次項において「課程」という。）に、課程代表を置くことができる。課程代表は、当該課程の運営に当たる。</u> 2 課程に課程会議を置くことができる。 3 課程会議は、課程代表が招集し、議長となる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則（以下「学則」という。）第4条第3項の規定に基づき、教育学部及び学系の組織並びに運営について必要な事項を定めるものとする。</u> (組織) 第2条 <u>教育学部に、研究組織として次の学系を置き、別表第1に規定する講座・分野により組織する。</u> <u>(1) 総合教育科学系</u> <u>(2) 人文社会科学系</u> <u>(3) 自然科学系</u> <u>(4) 芸術・スポーツ科学系</u> 第3条 <u>教育学部に、教育組織として次の群を置き、別表第2に規定する教室により組織する。</u> <u>(1) 総合教育科学群</u> <u>(2) 人文社会科学群</u> <u>(3) 自然科学群</u> <u>(4) 芸術・スポーツ科学群</u> 〔省略〕 (課程代表等) 第8条 <u>学則第22条に規定する課程（次項において「課程」という。）に、課程代表を置くことができる。課程代表は、当該課程の運営に当たる。</u> 2 課程に課程会議を置くことができる。 3 課程会議は、課程代表が招集し、議長となる。 〔省略〕

東京学芸大学役付職員選考規程の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (附属学校の長候補者の選出) 第7条 附属学校の長候補者の選出は、次の各号に掲げる者で組織する附属学校の長候補者選出委員会（以下「選出委員会」という。）が行う。 (1) <u>副学長（研究・附属学校等担当）</u> (2) 学系長 (3) 各学系の教授会構成員が互選した者 各2名 (4) 附属学校運営参事 (5) 附属学校の副校長が互選した者 7名 2 選出委員会に委員長を置き、<u>副学長（研究・附属学校等担当）</u>をもって充てる。 3 選出委員会の議事手続については、選出委員会が別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (附属学校の長候補者の選出) 第7条 附属学校の長候補者の選出は、次の各号に掲げる者で組織する附属学校の長候補者選出委員会（以下「選出委員会」という。）が行う。 (1) <u>副学長（研究等担当）</u> (2) 学系長 (3) 各学系の教授会構成員が互選した者 各2名 (4) 附属学校運営参事 (5) 附属学校の副校長が互選した者 7名 2 選出委員会に委員長を置き、<u>副学長（研究等担当）</u>をもって充てる。 3 選出委員会の議事手続については、選出委員会が別に定める。 〔省略〕

東京学芸大学教室主任会規程の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第3条 教室主任会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長（教育等担当） (2) 副学長（学生等担当） <u>(3) 学系長</u> <u>(4) 教室主任</u> <u>(5) 特別支援教育特別専攻科主任</u> (議長等) 第4条 教室主任会は、副学長（教育等担当）が招集し、議長となる。 2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する学系長がその職務を代行する。 (会議) 第5条 教室主任会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条<u>第4号</u>及び<u>第5号</u>の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 〔省略〕 <u>(規程の改廃)</u> <u>第10条</u> この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 (補則) <u>第11条</u> この規程に定めるもののほか、教室主任会の運営について必要な事項は、教室主任会の議を経て、別に定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第3条 教室主任会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長（教育等担当） <u>(2) 学系長</u> <u>(3) 教室主任</u> <u>(4) 特別支援教育特別専攻科主任</u> (議長等) 第4条 教室主任会は、副学長（教育等担当）が招集し、議長となる。 2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する学系長がその職務を代行する。 (会議) 第5条 教室主任会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条<u>第3号</u>及び<u>第4号</u>の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 〔省略〕 (補則) <u>第10条</u> この規程に定めるもののほか、教室主任会の運営について必要な事項は、教室主任会の議を経て、別に定める。

東京学芸大学免許状更新講習委員会規程の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) <u>副学長（教育等担当）</u> (2) 現職教員研修支援センター長 (3) 附属学校運営参事 1名 (4) 各学系の教授会構成員から選出された教員 各2名 (5) 第6条第1項の委員長が委嘱する者 若干名 (6) 学務部参事役 〔省略〕 (委員長等) 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は<u>副学長（教育等担当）</u>をもって充て、副委員長は第4条第2号から第5号の委員のうちから委員長が指名する。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) <u>副学長（大学院教育等担当）</u> (2) 現職教員研修支援センター長 (3) 附属学校運営参事 1名 (4) 各学系の教授会構成員から選出された教員 各2名 (5) 第6条第1項の委員長が委嘱する者 若干名 (6) 学務部参事役 〔省略〕 (委員長等) 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は<u>副学長（大学院教育等担当）</u>をもって充て、副委員長は第4条第2号から第5号の委員のうちから委員長が指名する。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕

東京学芸大学学部学生交流規程の一部改正について

改正理由：学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）</u>第6条及び第25条の規定に基づき、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに<u>学則第47条</u>の規定に基づく、特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。 (大学間協議) 第2条 <u>学則第6条、第25条及び第47条</u>に規定する他大学等との協議は、次の各号に掲げる事項について、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。ただし、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）との協議について、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該外国の大学等との事前協議を欠くことができる。 (1) 履修できる授業科目の範囲 (2) 対象となる学生数 (3) 単位の認定方法 (4) 履修期間 (5) その他必要な事項 2 派遣学生の派遣及び特別聴講学生の受入れの許可は、前項の協議の結果に基づき行う。 [省略] (単位の認定) 第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、<u>学則第6条第2項（学則第25条第3項において準用する場合を含む。）</u>の規定により、教務委員会の議を経て、本学において修得したものとして認定することができる。 [省略] 第4章 補則 (規程の改廃) 第19条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則（以下「学則」という。）</u>第24条及び第42条の規定に基づき、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに<u>学則第64条</u>の規定に基づく、特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。 (大学間協議) 第2条 <u>学則第24条、第42条及び第64条</u>に規定する他大学等との協議は、次の各号に掲げる事項について、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。ただし、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）との協議について、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該外国の大学等との事前協議を欠くことができる。 (1) 履修できる授業科目の範囲 (2) 対象となる学生数 (3) 単位の認定方法 (4) 履修期間 (5) その他必要な事項 2 派遣学生の派遣及び特別聴講学生の受入れの許可は、前項の協議の結果に基づき行う。 [省略] (単位の認定) 第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、<u>学則第24条第2項（学則第42条第3項において準用する場合を含む。）</u>の規定により、教務委員会の議を経て、本学において修得したものとして認定することができる。 [省略] 第4章 補則

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、学部学生の交流に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、学部学生の交流に関し必要な事項は、学長が定める。

東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 機構は、次の各号に掲げる者で構成する。 (1) <u>副学長（学生等担当）</u> (2) 学系長 (3) 学生相談センター長 (4) 学生キャリア支援センター長 (5) 学務部長 (6) その他学長が必要と認めた者 若干名 2 前項第6号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。 (機構長等) 第5条 機構に機構長及び副機構長を置き、機構長は、<u>副学長（学生等担当）</u>をもって充て、副機構長は、構成員のうちから機構長が指名する。 2 機構長は、機構の業務を総括する。 3 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第4条 機構は、次の各号に掲げる者で構成する。 (1) <u>副学長（教育等担当）</u> (2) 学系長 (3) 学生相談センター長 (4) 学生キャリア支援センター長 (5) 学務部長 (6) その他学長が必要と認めた者 若干名 2 前項第6号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。 (機構長等) 第5条 機構に機構長及び副機構長を置き、機構長は、<u>副学長（教育等担当）</u>をもって充て、副機構長は、構成員のうちから機構長が指名する。 2 機構長は、機構の業務を総括する。 3 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕

東京学芸大学学生委員会規程の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(設置) 第1条 <u>東京学芸大学（以下「本学」という。）</u>に，東京学芸大学学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。 〔省略〕 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き，第3条第1項第1号の委員のうちから<u>副学長（学生等担当）</u>が指名する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成22年6月7日から施行し，平成22年4月1日から適用する。</u>	(設置) 第1条 <u>本学</u>に，東京学芸大学学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。 〔省略〕 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き，第3条第1項第1号の委員のうちから<u>副学長（教育等担当）</u>が指名する。 〔省略〕

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1項第1号の委員のうちから<u>副学長（学生等担当）</u>が指名する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1項第1号の委員のうちから<u>副学長（教育等担当）</u>が指名する。 〔省略〕

東京学芸大学学寮規程の一部改正について

改正理由：学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第48条</u>の規定に基づき、東京学芸大学大泉寮及び東京学芸大学小平寮（以下「学寮」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則第65条</u>の規定に基づき、東京学芸大学大泉寮及び東京学芸大学小平寮（以下「学寮」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕

東京学芸大学国際学生宿舎規程の一部改正について

改正理由：学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第48条</u>の規定に基づき、東京学芸大学東久留米国際学生宿舎（以下「学生宿舎」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則第65条</u>の規定に基づき、東京学芸大学東久留米国際学生宿舎（以下「学生宿舎」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部改正について

改正理由：学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学</u>（以下「<u>本学</u>」という。）の学生の学生生活上必要な諸手続等に関する事項について定める。 〔省略〕 (休学及び復学) 第11条 <u>東京学芸大学学則</u>（平成16年学則第2号。以下「<u>学則</u>」という。）第24条により休学をし、又は復学を希望する者は、所定の休学又は復学願（病気のときは医師の診断書を添付する。）に指導教員の意見書を添えて学務課に提出し、学長の許可を受けなければならない。 (再入学) 第11条の2 <u>学則第22条</u>により、<u>本学の退学者又は学則第28条第3号の規定により除籍になった者</u>が再入学を志願する場合は、所定の再入学願に再入学調書及び健康診断書を添えて学務課に提出し、学長の許可を受けなければならない。 (退学) 第12条 <u>学則第26条</u>により退学を希望する者は、所定の退学願に指導教員の意見書を添えて学務課に提出し、学長の許可を受けなければならない。 (転学) 第13条 <u>学則第27条</u>により転学を希望する者は、所定の転学願に指導教員の意見書を添えて学務課に提出し、学長の承認を受けなければならない。 (海外派遣留学生) 第13条の2 <u>学則第25条</u>により海外派遣留学生の推薦を受けようとする者は、所定の願書を国際課に提出しなければならない。 (課程の変更等) 第14条 <u>学則第23条</u>により、課程の変更又は専攻、選修の変更を志望する者は、その理由を記した願書に指導教員の意見書を添えて学務課に提出し、学長の許可を受けなければならない。 (入学料の徴収猶予) 第15条 入学料の免除申請をして免除を不許可とされた者又は一部について免除を許可された者のうち、<u>学則第34条</u>により入学料の徴収猶予を希望する者は、所定の入学料徴収猶予願を学生課に提出し、学長の許可を受けなければならない。	(目的) 第1条 <u>本規程</u>は、<u>本学</u>学生の学生生活上必要な諸手続等に関する事項について定める。 〔省略〕 (休学及び復学) 第11条 <u>国立大学法人東京学芸大学学則</u>（以下「<u>学則</u>」という。）第41条により休学をし、又は復学を希望する者は、所定の休学又は復学願（病気のときは医師の診断書を添付する。）に指導教員の意見書を添えて学務課に提出し、学長の許可を受けなければならない。 (再入学) 第11条の2 <u>学則第39条</u>により、<u>本学の退学者</u>が再入学を志願する場合は、所定の再入学願に再入学調書及び健康診断書を添えて学務課に提出し、学長の許可を受けなければならない。 (退学) 第12条 <u>学則第43条</u>により退学を希望する者は、所定の退学願に指導教員の意見書を添えて学務課に提出し、学長の許可を受けなければならない。 (転学) 第13条 <u>学則第44条</u>により転学を希望する者は、所定の転学願に指導教員の意見書を添えて学務課に提出し、学長の承認を受けなければならない。 (海外派遣留学生) 第13条の2 <u>学則第42条</u>により海外派遣留学生の推薦を受けようとする者は、所定の願書を国際課に提出しなければならない。 (課程の変更等) 第14条 <u>学則第40条</u>により、課程の変更又は専攻、選修の変更を志望する者は、その理由を記した願書に指導教員の意見書を添えて学務課に提出し、学長の許可を受けなければならない。 (入学料の徴収猶予) 第15条 入学料の免除申請をして免除を不許可とされた者又は一部について免除を許可された者のうち、<u>学則第51条</u>により入学料の徴収猶予を希望する者は、所定の入学料徴収猶予願を学生課に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(授業料の納入)

第16条 授業料は、学則第36条第1項に定める期日までに経理課に納入しなければならない。

(授業料の分納・徴収猶予)

第17条 学則第38条により授業料の分納・徴収猶予を希望する者は、所定の願書を学生課に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(授業料の免除)

第18条 学則第40条により授業料の免除を希望する者は、所定の授業料免除願に当該学生を扶養する者の居住地の市区町村長が発行する所得に関する証明書その他必要書類を添えて学生課に提出し、学長の許可を受けなければならない。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(授業料の納入)

第16条 授業料は、学則第53条第1項に定める期日までに経理課に納入しなければならない。

(授業料の分納・徴収猶予)

第17条 学則第55条により授業料の分納・徴収猶予を希望する者は、所定の願書を学生課に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(授業料の免除)

第18条 学則第57条により授業料の免除を希望する者は、所定の授業料免除願に当該学生を扶養する者の居住地の市区町村長が発行する所得に関する証明書その他必要書類を添えて学生課に提出し、学長の許可を受けなければならない。

〔省略〕

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部改正について

改正理由：学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (趣旨) 第1条 <u>東京学芸大学学則(平成16年学則第2号)</u>に規定する入学料の免除(以下「免除」という。)及び徴収猶予の取扱いについては、他に特別の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。 第2章 免除 (大学院研究科等の免除対象者) 第2条 <u>東京学芸大学(以下「本学」という。)</u>の大学院教育学研究科、大学院連合学校教育学研究科又は特別支援教育特別専攻科(以下「大学院研究科等」という。)に入学する者(科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。)で、免除の対象となる者は、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合とする。 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>(規程の改廃)</u> <u>第14条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	第1章 総則 (趣旨) 第1条 <u>国立大学法人東京学芸大学学則</u>に規定する入学料の免除(以下「免除」という。)及び徴収猶予の取扱いについては、他に特別の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。 第2章 免除 (大学院研究科等の免除対象者) 第2条 <u>本学</u>の大学院教育学研究科、大学院連合学校教育学研究科又は特別支援教育特別専攻科(以下「大学院研究科等」という。)に入学する者(科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。)で、免除の対象となる者は、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合とする。 2 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正について

改正理由：学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (趣旨) 第1条 <u>東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）</u>に規定する授業料等の免除及び徴収猶予については、他に特別な定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。 第2章 授業料の免除 (免除対象者) 第2条 授業料免除対象者は、<u>東京学芸大学（以下「本学」という。）</u>に在学する学生（科目等履修生又は研究生は除く。以下同じ。）とする。 〔省略〕 <u>(規程の改廃)</u> <u>第19条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	第1章 総則 (趣旨) 第1条 <u>国立大学法人東京学芸大学学則</u>に規定する授業料等の免除及び徴収猶予については、他に特別な定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。 第2章 授業料の免除 (免除対象者) 第2条 授業料免除対象者は、<u>本学</u>に在学する学生（科目等履修生又は研究生は除く。以下同じ。）とする。 〔省略〕

東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 学長 (2) <u>副学長（学生等担当）</u> (3) 学系長 (4) 大学院連合学校教育学研究科長 (5) 学生委員会委員長 (6) その他必要に応じて学長が指名する者 若干名 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 学長 (2) <u>副学長（大学院教育等担当）</u> (3) 学系長 (4) 大学院連合学校教育学研究科長 (5) 学生委員会委員長 (6) その他必要に応じて学長が指名する者 若干名 〔省略〕

東京学芸大学職業紹介業務運営規程の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (職業紹介業務の担当者) 第2条 学長は、職員のうちから職業紹介業務を担当する者（以下「担当者」という。）を定めて、その業務を処理させるものとする。 2 前項の担当者は、次に掲げる者とする。 (1) <u>副学長（学生等担当）</u> (2) 学生キャリア支援センター職員 (3) 就職業務を担当する職員 〔省略〕 <u>(規程の改廃)</u> <u>第10条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> (その他) <u>第11条 この規程に定めるもののほか、職業紹介業務に関して必要な事項は、別に定める。</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (職業紹介業務の担当者) 第2条 学長は、職員のうちから職業紹介業務を担当する者（以下「担当者」という。）を定めて、その業務を処理させるものとする。 2 前項の担当者は、次に掲げる者とする。 (1) <u>副学長（教育等担当）</u> (2) 学生キャリア支援センター職員 (3) 就職業務を担当する職員 〔省略〕 (その他) <u>第10条 この規程に定めるもののほか、職業紹介業務に関して必要な事項は、別に定める。</u>

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部改正について

制定理由：学則の一部改正並びに理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学学則</u>（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）<u>第31条第3項</u>の規定に基づき、学生（大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を含む。以下同じ。）の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 (調査及び審議) 第6条 調査委員会は、速やかに当該事案に係る事実調査及び審議を行う。 2 調査委員会は、当該学生に対し、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。 3 調査委員会は、当該事案について本学の教職員及び学生から事情聴取を行うことができる。 4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 5 <u>副学長（学生等担当）</u>は、必要に応じて調査委員会に出席し、意見を述べるものとする。 6 調査委員会は、調査及び審議結果を基に、懲戒の可否及び懲戒を要する場合のその内容について、学生委員会の議を経て学長に報告する。 〔省略〕 (規程の改廃) <u>第16条</u> この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> (補則) <u>第17条</u> この規程に定めるもののほか、学生の懲戒の実施に関し必要な事項は、別に定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則</u>（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）<u>第48条第3項</u>の規定に基づき、学生（大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を含む。以下同じ。）の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 (調査及び審議) 第6条 調査委員会は、速やかに当該事案に係る事実調査及び審議を行う。 2 調査委員会は、当該学生に対し、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。 3 調査委員会は、当該事案について本学の教職員及び学生から事情聴取を行うことができる。 4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 5 <u>副学長（教育等担当）</u>は、必要に応じて調査委員会に出席し、意見を述べるものとする。 6 調査委員会は、調査及び審議結果を基に、懲戒の可否及び懲戒を要する場合のその内容について、学生委員会の議を経て学長に報告する。 〔省略〕 (補則) <u>第16条</u> この規程に定めるもののほか、学生の懲戒の実施に関し必要な事項は、別に定める。

東京学芸大学学生表彰規程の一部改正について

制定理由：学則の一部改正並びに理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学学則</u>（平成16年学則第2号）<u>第29条第2項</u>の規定に基づき、東京学芸大学（以下「本学」という。）の学生（大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を含む。以下同じ。）及び学生団体（以下「学生等」という。）の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 (表彰候補者の推薦) 第3条 <u>副学長（学生等担当）</u>は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生等がある場合は、学生委員会の議を経て、表彰候補者として学長に推薦するものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則</u>（平成16年学則第2号）<u>第46条第2項</u>の規定に基づき、東京学芸大学（以下「本学」という。）の学生（大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を含む。以下同じ。）及び学生団体（以下「学生等」という。）の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 (表彰候補者の推薦) 第3条 <u>副学長（教育等担当）</u>は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生等がある場合は、学生委員会の議を経て、表彰候補者として学長に推薦するものとする。 〔省略〕

東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 東京学芸大学大学院教育学研究科（以下「教育学研究科」という。）に関し必要な事項は、<u>東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）</u>，<u>東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号。以下「大学院学則」という。）</u>，<u>東京学芸大学学位規程（昭和42年規程第14号）その他の関係規程等に定めるもののほか</u>，この規程の定めるところによる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 東京学芸大学大学院教育学研究科（以下「教育学研究科」という。）に関し必要な事項は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則</u>，<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び東京学芸大学学位規程に定めるもののほか</u>，この規程の定めるところによる。 〔省略〕

東京学芸大学教職大学院運営規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正並びに理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 東京学芸大学教職大学院（大学院教育学研究科教育実践創成専攻）（以下「教職大学院」という。）の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号）</u>，<u>東京学芸大学大学院教育学研究科規程（平成8年規程第13号）</u>，<u>東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程（平成20年規程第3号）</u>その他の関係規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 〔省略〕 (教職大学院長) 第5条 教職大学院に教職大学院長を置き、<u>副学長（教育等担当）</u>をもって充てる。 2 教職大学院長は、教職大学院を統括する。 〔省略〕 <u>附 則</u> この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。	(趣旨) 第1条 東京学芸大学教職大学院（大学院教育学研究科教育実践創成専攻）（以下「教職大学院」という。）の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則</u>，<u>東京学芸大学大学院教育学研究科規程</u>，<u>東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程</u>その他の関係規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 〔省略〕 (教職大学院長) 第5条 教職大学院に教職大学院長を置き、<u>大学院を担当する副学長</u>をもって充てる。 2 教職大学院長は、教職大学院を統括する。 〔省略〕

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>副学長（教育等担当）</u> (2) <u>副学長（学生等担当）</u> (3) 学系長 (4) 専攻代表 (委員長等) 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は<u>副学長（教育等担当）</u>をもって充て、副委員長は学系長のうちから委員長が指名する。 2 委員長は委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 (会議) 第5条 委員会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条<u>第4号</u>の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、他に特別の定めのある場合を除き、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 〔省略〕 (拡大研究科運営委員会) 第7条 第2条第1項第1号に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項を審議するため、拡大研究科運営委員会を置く。 (1) 学生の入学及び修了の判定に関する事項 (2) その他拡大研究科運営委員会が必要と認めた事項 2 拡大研究科運営委員会は、第3条各号に掲げる委員に、コース（サブコースを置くコースにあつては、サブコース）ごとに選出された委員各1名を加えて組織する。 3 拡大研究科運営委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1項に定める者を	〔省略〕 (組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>副学長（大学院教育等担当）</u> (2) 学系長 (3) 専攻代表 (委員長等) 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は<u>副学長（大学院教育等担当）</u>をもって充て、副委員長は学系長のうちから委員長が指名する。 2 委員長は委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 (会議) 第5条 委員会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条<u>第3号</u>の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、他に特別の定めのある場合を除き、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 〔省略〕 (拡大研究科運営委員会) 第7条 第2条第1項第1号に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項を審議するため、拡大研究科運営委員会を置く。 (1) 学生の入学及び修了の判定に関する事項 (2) その他拡大研究科運営委員会が必要と認めた事項 2 拡大研究科運営委員会は、第3条各号に掲げる委員に、コース（サブコースを置くコースにあつては、サブコース）ごとに選出された委員各1名を加えて組織する。 3 拡大研究科運営委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1項に定める者を

もって充てる。

4 第4条第2項及び第3項、第5条並びに第6条の規定は、拡大研究科運営委員会に準用する。ただし、第5条第1項ただし書中「第3条第4号の委員」とあるのは、「第3条第4号の委員及びコース（サブコースを置くコースにあつては、サブコース）ごとに選出された委員」と読み替えるものとする。

〔省略〕

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

（補則）

第12条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

もって充てる。

4 第4条第2項及び第3項、第5条並びに第6条の規定は、拡大研究科運営委員会に準用する。ただし、第5条第1項ただし書中「第3条第3号の委員」とあるのは、「第3条第3号の委員及びコース（サブコースを置くコースにあつては、サブコース）ごとに選出された委員」と読み替えるものとする。

〔省略〕

（補則）

第11条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

東京学芸大学大学院教育学研究科長期履修学生規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号）</u>第10条第4項の規定により履修する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し、必要な事項を定める。 〔省略〕 (規程の改廃) <u>第8条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> (その他) <u>第9条</u> この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、学長が別に定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則</u>第10条第4項の規定により履修する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し、必要な事項を定める。 〔省略〕 (その他) <u>第8条</u> この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、学長が別に定める。

東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学大学院学則</u>（平成16年学則第1号。以下「<u>大学院学則</u>」という。）第16条第3項、第31条第4項及び第40条第4項の規定に基づき、教育学研究科の学生で他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）及び教育学研究科における特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。 〔省略〕 (準用) 第17条 第5条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と読み替えるものとする。 2 大学院学則、東京学芸大学大学院教育学研究科規程（平成8年規程第13号）その他学内諸規則の大学院教育学研究科学生に関する規定は、特別聴講学生に準用する。 第4章 補則 (規程の改廃) <u>第18条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> (その他) <u>第19条 この規程に定めるもののほか、大学院教育学研究科学生の交流に関し必要な事項は、教育学研究科長が定める。</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則</u>（以下「<u>大学院学則</u>」という。）第16条第3項、第31条第4項及び第40条第4項の規定に基づき、教育学研究科の学生で他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）及び教育学研究科における特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。 〔省略〕 (準用) 第17条 第5条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と読み替えるものとする。 2 大学院学則、東京学芸大学大学院教育学研究科規程その他学内諸規則の大学院教育学研究科学生に関する規定は、特別聴講学生に準用する。 第4章 補則 (その他) <u>第18条 この規程に定めるもののほか、大学院教育学研究科学生の交流に関し必要な事項は、教育学研究科長が定める。</u>

東京学芸大学大学院教育学研究科特別研究学生交流規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学大学院学則</u>（平成16年学則第1号。以下「<u>大学院学則</u>」という。）第15条第2項及び第41条第3項の規定に基づき、教育学研究科の学生で他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において研究指導を受けようとする者（以下「特別研究派遣学生」という。）及び教育学研究科における特別研究学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。 〔省略〕 (準用) 第15条 第5条及び第9条の規定は、特別研究学生に準用する。この場合において、「特別研究派遣学生」とあるのは「特別研究学生」と読み替えるものとする。 2 大学院学則、東京学芸大学大学院教育学研究科規程（<u>平成8年規程第13号</u>）その他学内諸規則の大学院教育学研究科学生に関する規定は、特別研究学生に準用する。 第4章 補則 (規程の改廃) <u>第16条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> (その他) <u>第17条 この規程に定めるもののほか、特別研究学生の交流に関し必要な事項は、教育学研究科長が定める。</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則</u>（以下「<u>大学院学則</u>」という。）第15条第2項及び第41条第3項の規定に基づき、教育学研究科の学生で他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において研究指導を受けようとする者（以下「特別研究派遣学生」という。）及び教育学研究科における特別研究学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。 〔省略〕 (準用) 第15条 第5条及び第9条の規定は、特別研究学生に準用する。この場合において、「特別研究派遣学生」とあるのは「特別研究学生」と読み替えるものとする。 2 大学院学則、東京学芸大学大学院教育学研究科規程その他学内諸規則の大学院教育学研究科学生に関する規定は、特別研究学生に準用する。 第4章 補則 (その他) <u>第16条 この規程に定めるもののほか、特別研究学生の交流に関し必要な事項は、教育学研究科長が定める。</u>

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「連合学校教育学研究科」という。）に関し必要な事項は、<u>東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）</u>、<u>東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号。以下「大学院学則」という。）</u>及び東京学芸大学学位規程（<u>昭和42年規程第14号</u>）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 〔省略〕 (履修方法) 第10条 学生は、連合学校教育学研究科において開設される授業科目について、指導教員の指導により、20単位以上を修得しなければならない。 2 特に研究科委員会においてその必要を認めた者は、<u>大学院学則第14条</u>に規定する方法により、所要の単位を修得することができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「連合学校教育学研究科」という。）に関し必要な事項は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則</u>、<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則</u>及び東京学芸大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 〔省略〕 (履修方法) 第10条 学生は、連合学校教育学研究科において開設される授業科目について、指導教員の指導により、20単位以上を修得しなければならない。 2 特に研究科委員会においてその必要を認めた者は、<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則第14条</u>に規定する方法により、所要の単位を修得することができる。 〔省略〕

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学大学院学則</u>（平成16年学則第1号。以下「<u>大学院学則</u>」という。）第8条第3項の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義) 第2条 この規程で用いる「研究科」とは、連合学校教育学研究科をいう。 2 この規程で用いる「研究科長」、「研究科専任教員」、「構成大学」及び「研究科所属教員」の用語の定義については、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号。<u>以下「研究科規程」という。</u>）の定めるところによる。 〔省略〕 (審議事項) 第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 大学院学則のうち研究科に関する規定、<u>研究科規程</u>、その他研究科に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項 (2)～(13) 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則</u>（以下「<u>大学院学則</u>」という。）第8条第3項の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義) 第2条 この規程で用いる「研究科」とは、連合学校教育学研究科をいう。 2 この規程で用いる「研究科長」、「研究科専任教員」、「構成大学」及び「研究科所属教員」の用語の定義については、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号）の定めるところによる。 〔省略〕 (審議事項) 第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 大学院学則のうち研究科に関する規定、<u>東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程</u>、その他研究科に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項 (2)～(13) 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）<u>副学長（研究・附属学校等担当）</u> （2）研究科長 （3）研究科専任教員 （4）研究科委員会規程第3条第4号に規定する者のうち東京学芸大学から選出された委員 （5）各連合講座の東京学芸大学部会代表者 （6）各連合講座の東京学芸大学副部会代表者 2 前項第4号の委員は、<u>第5号</u>又は<u>第6号</u>の委員を兼ねることができる。 〔省略〕 （委員長等） 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は<u>副学長（研究・附属学校等担当）</u>を、副委員長は第3条第1項第4号の委員をもって充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。 （会議） 第6条 委員会は、公務による出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 2 各連合講座の東京学芸大学部会は、第3条第1項<u>第5号</u>及び<u>第6号</u>の委員の両者とも委員会に出席が困難な場合は、そのいずれか一方又は両者について、代理の者をもって充てることとする。 3 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	〔省略〕 （組織） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）<u>副学長（大学院教育等担当）</u> （2）<u>副学長（研究等担当）</u> （3）研究科長 （4）研究科専任教員 （5）研究科委員会規程第3条第4号に規定する者のうち東京学芸大学から選出された委員 （6）各連合講座の東京学芸大学部会代表者 （7）各連合講座の東京学芸大学副部会代表者 2 前項<u>第5号</u>の委員は、<u>第6号</u>又は<u>第7号</u>の委員を兼ねることができる。 〔省略〕 （委員長等） 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は<u>副学長（研究担当等）</u>を、副委員長は第3条第1項<u>第5号</u>の委員をもって充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。 （会議） 第6条 委員会は、公務による出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 2 各連合講座の東京学芸大学部会は、第3条第1項<u>第6号</u>及び<u>第7号</u>の委員の両者とも委員会に出席が困難な場合は、そのいずれか一方又は両者について、代理の者をもって充てることとする。 3 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

〔省略〕

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科学生交流規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学大学院学則</u>（平成16年学則第1号。以下「<u>大学院学則</u>」という。）第16条第3項、第31条第4項及び第40条第4項の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「本研究科」という。）の学生で他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）及び本研究科における特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則</u>（以下「<u>大学院学則</u>」という。）第16条第3項、第31条第4項及び第40条第4項の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「本研究科」という。）の学生で他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）及び本研究科における特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。 〔省略〕

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科特別研究学生交流規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学大学院学則</u>（平成16年学則第1号。以下「<u>大学院学則</u>」という。）第15条第2項及び第41条第3項の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「本研究科」という。）の学生で他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において研究指導を受けようとする者（以下「特別研究派遣学生」という。）及び本研究科における特別研究学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則</u>（以下「<u>大学院学則</u>」という。）第15条第2項及び第41条第3項の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「本研究科」という。）の学生で他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において研究指導を受けようとする者（以下「特別研究派遣学生」という。）及び本研究科における特別研究学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。 〔省略〕

東京学芸大学特別支援教育特別専攻科規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<u>(趣旨)</u> <u>第1条</u> この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第12条第2項の規定に基づき、特別支援教育特別専攻科（以下「特別専攻科」という。）について必要な事項を定めるものとする。</u> <u>(目的)</u> <u>第2条</u> 特別専攻科は、主として現職教員等を対象として、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教育者を養成することを目的とする。 （以下、現行の第2条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。） <u>(準用)</u> <u>第14条</u> この規程に定めるもののほか、必要な事項については、<u>東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）及び東京学芸大学学生諸手続等規程（昭和25年10月16日制定）の関係規定を準用する。</u> <u>(規程の改廃)</u> <u>第15条</u> この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	<u>(目的)</u> <u>第1条</u> 本学特別支援教育特別専攻科（以下「特別専攻科」という。）は、主として現職教員等を対象として、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教育者を養成することを目的とする。 <u>(その他)</u> <u>第13条</u> この規程に定めるもののほか、必要な事項については、<u>国立大学法人東京学芸大学学則及び東京学芸大学学生諸手続等規程（昭和25年10月16日制定）の定めるところによる。</u>

東京学芸大学科目等履修生規程の一部改正について

改正理由：学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 <u>この規程は、東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第45条の規定に基づき、科目等履修生について必要な事項を定めるものとする。</u> 〔省略〕 <u>(規程の改廃)</u> 第13条 <u>この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> (その他) 第14条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学長が定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 <u>国立大学法人東京学芸大学学則第62条に規定する科目等履修生については、この規程の定めるところによる。</u> 〔省略〕 (その他) 第13条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学長が定める。

東京学芸大学大学院教育学研究科科目等履修生規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号）</u>第39条第2項の規定に基づき、<u>教育学研究科における科目等履修生の取扱い</u>に関し、必要な事項を定める。 〔省略〕 (規程の改廃) <u>第13条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> (その他) <u>第14条</u> この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、<u>教育学研究科長が定める。</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）</u>第39条第2項の規定に基づき、<u>教育学研究科における科目等履修生の取扱い</u>に関し、必要な事項を定める。 〔省略〕 (その他) <u>第13条</u> この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、<u>教育学研究科長が定める。</u>

東京学芸大学学部研究生規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 <u>この規程は、東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第46条の規定に基づき、研究生について必要な事項を定めるものとする。</u> 〔省略〕 (規程の改廃) <u>第19条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> (その他) <u>第20条 この規程に定めるもののほか、委託研究生及び一般の研究生に関し必要な事項は、学長が定める。</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 <u>国立大学法人東京学芸大学学則第63条に規定する研究生については、この規程の定めるところによる。</u> 〔省略〕 (その他) <u>第19条 この規程に定めるもののほか、委託研究生及び一般の研究生に関し必要な事項は、学長が定める。</u>

東京学芸大学大学院教育学研究科研究生規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号）</u>第42条第2項の規定に基づき、教育学研究科の研究生に関し、必要な事項を定める。 〔省略〕 (規程の改廃) <u>第19条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> (その他) <u>第20条</u> この規程に定めるもののほか、委託研究生及び一般の研究生に関し必要な事項は、教育学研究科長が定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）</u>第42条第2項の規定に基づき、教育学研究科の研究生に関し、必要な事項を定める。 〔省略〕 (その他) <u>第19条</u> この規程に定めるもののほか、委託研究生及び一般の研究生に関し必要な事項は、教育学研究科長が定める。

東京学芸大学リポジトリ規程の一部改正について

改正理由：総合メディア機構の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （統括責任者） 第2条 リポジトリの管理運営を統括するため、統括責任者を置き、<u>附属図書館長</u>をもって充てる。 〔省略〕 （補則） 第6条 リポジトリの管理運営に関し必要な事項は、学術情報委員会の議を経て<u>附属図書館長</u>が定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （統括責任者） 第2条 リポジトリの管理運営を統括するため、統括責任者を置き、<u>総合メディア機構長</u>をもって充てる。 〔省略〕 （補則） 第6条 リポジトリの管理運営に関し必要な事項は、学術情報委員会の議を経て<u>総合メディア機構長</u>が定める。

東京学芸大学教育実践研究推進機構規程の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第4条 機構は、次に掲げる構成員をもって組織する。 （1）<u>副学長（研究・附属学校等担当）</u> （2）学系長 （3）附属学校運営参事 1名 （4）各学系の教授会から選出された教員 各1名 （5）附属学校運営会議から推薦された附属学校教員 1名 （6）その他学長が必要と認めた者 若干名 2 前項第3号から第6号までの構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。 （機構長等） 第5条 機構に機構長及び副機構長を置き、機構長は、<u>副学長（研究・附属学校等担当）</u>をもって充て、副機構長は、構成員の互選により定める。 2 機構長は、機構の業務を総括する。 3 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第4条 機構は、次に掲げる構成員をもって組織する。 （1）<u>副学長（研究等担当）</u> （2）学系長 （3）附属学校運営参事 1名 （4）各学系の教授会から選出された教員 各1名 （5）附属学校運営会議から推薦された附属学校教員 1名 （6）その他学長が必要と認めた者 若干名 2 前項第3号から第6号までの構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。 （機構長等） 第5条 機構に機構長及び副機構長を置き、機構長は、<u>副学長（研究等担当）</u>をもって充て、副機構長は、構成員の互選により定める。 2 機構長は、機構の業務を総括する。 3 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕

東京学芸大学研究倫理規程の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>副学長（研究・附属学校等担当）</u> (2) 副学長（総務等担当） (3) 各学系から推薦された教員 各1名 (4) 保健管理センターに所属する教員 1名 (5) その他学長が必要と認めた者 若干名 2 前項第3号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は<u>副学長（研究・附属学校等担当）</u>をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>副学長（研究等担当）</u> (2) 副学長（総務等担当） (3) 各学系から推薦された教員 各1名 (4) 保健管理センターに所属する教員 1名 (5) その他学長が必要と認めた者 若干名 2 前項第3号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は<u>副学長（研究等担当）</u>をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （調査委員会の設置） 第7条 学長は、通報（不正使用の場合は、監査又は通報）により、不正が疑われる情報を得たときには、調査委員会を設置して事実関係を調査しなければならない。 2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 （1）<u>理事（研究・附属学校等担当）</u> （2）教育研究評議会評議員 2名 （3）法律関係の専門的知識を有する本学の教員 若干名 （4）被通報者が所属する又は研究活動を行う部局の長 （5）被通報者が所属する又は研究活動を行う部局の教員 1名 （6）事務局長 （7）その他学長が必要と認めた者 若干名 3 不正行為に係る事案の調査に当たっては、前項の委員のほか、当該事案に関する研究分野の学外研究者を調査委員会の委員に加えるものとする。 4 調査委員会に委員長を置き、第2項第1号に定める委員をもって充てる。 5 第2項第2号及び第3号の委員は、学長が指名する。 6 第2項第5号の委員は、委員長が指名する。 7 委員の任期は当該事案限りとし、再任を妨げない。 8 調査委員会の事務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部教育研究支援課が処理する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （調査委員会の設置） 第7条 学長は、通報（不正使用の場合は、監査又は通報）により、不正が疑われる情報を得たときには、調査委員会を設置して事実関係を調査しなければならない。 2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 （1）<u>理事（研究等担当）</u> （2）教育研究評議会評議員 2名 （3）法律関係の専門的知識を有する本学の教員 若干名 （4）被通報者が所属する又は研究活動を行う部局の長 （5）被通報者が所属する又は研究活動を行う部局の教員 1名 （6）事務局長 （7）その他学長が必要と認めた者 若干名 3 不正行為に係る事案の調査に当たっては、前項の委員のほか、当該事案に関する研究分野の学外研究者を調査委員会の委員に加えるものとする。 4 調査委員会に委員長を置き、第2項第1号に定める委員をもって充てる。 5 第2項第2号及び第3号の委員は、学長が指名する。 6 第2項第5号の委員は、委員長が指名する。 7 委員の任期は当該事案限りとし、再任を妨げない。 8 調査委員会の事務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部教育研究支援課が処理する。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学職務発明規程の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の変更並びに事務組織の一部改編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第13条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長（総務等担当） (2) <u>副学長（研究・附属学校等担当）</u> (3) 発明届出書を提出した職員等が所属する部局の長（第2条第4号イの職員等の場合にあつては、当該研究等に関係する部局の長） (4) 審査委員会委員長が指名する者 若干名 2 前項第4号の委員は、学外者を妨げない。 〔省略〕 (庶務) 第21条 この規程に基づく事務処理及び審査委員会に関する庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>広報連携課</u>が行う。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第13条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長（総務等担当） (2) <u>副学長（研究等担当）</u> (3) 発明届出書を提出した職員等が所属する部局の長（第2条第4号イの職員等の場合にあつては、当該研究等に関係する部局の長） (4) 審査委員会委員長が指名する者 若干名 2 前項第4号の委員は、学外者を妨げない。 〔省略〕 (庶務) 第21条 この規程に基づく事務処理及び審査委員会に関する庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>広報連携協力課</u>が行う。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部改正について

改正理由：事務組織の一部改編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （発明審査委員会の意見聴取） 第28条 学長は、第12条第2項、第14条、第17条、第18条、第19条第1項及び第22条に規定する事項については、職務発明規程第11条に規定する発明審査委員会の意見を聴くことができる。 （事務） 第29条 共同研究の受入事務は、総務部広報連携課が行う。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （発明審査委員会の意見聴取） 第28条 学長は、第12条第2項、第14条、第17条、第18条、第19条第1項及び第22条に規定する事項については、職務発明規程第13条に規定する発明審査委員会の意見を聴くことができる。 （事務） 第29条 共同研究の受入事務は、総務部広報連携協力課が行う。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程の一部改正について

改正理由：事務組織の一部改編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (事務) 第19条 受託研究の受入事務は、総務部<u>広報連携課</u>が行う。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (事務) 第19条 受託研究の受入事務は、総務部<u>広報連携協力課</u>が行う。 〔省略〕

東京学芸大学国際交流会館規程の一部改正について

改正理由：学則の一部改正並びに理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学学則</u>（平成16年学則第2号）<u>第49条第2項</u>の規定に基づき、東京学芸大学国際交流会館（以下「会館」という。）について必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 (館長等) 第3条 会館に館長を置き、学長をもって充てる。 2 館長は、会館の業務を掌理する。 3 館長の業務を補助する者として副館長を置き、<u>副学長（学生等担当）</u>をもって充てる。 〔省略〕 <u>(規程の改廃)</u> <u>第22条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> (補則) <u>第23条</u> この規程に定めるもののほか、会館の使用に関し必要な事項は館長が別に定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則</u>（平成16年学則第2号）<u>第66条第2項</u>の規定に基づき、東京学芸大学国際交流会館（以下「会館」という。）について必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 (館長等) 第3条 会館に館長を置き、学長をもって充てる。 2 館長は、会館の業務を掌理する。 3 館長の業務を補助する者として副館長を置き、<u>副学長（大学院教育等担当）</u>をもって充てる。 〔省略〕 (補則) <u>第22条</u> この規程に定めるもののほか、会館の使用に関し必要な事項は館長が別に定める。

学芸大学・F C東京・小金井市運営協議会規程の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の変更並びに事務組織の一部改編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>副学長（事務局等担当）</u> (2) 本学教職員のうちから学長が委嘱する者 若干名 (3) F C東京から選出された者 若干名 (4) 小金井市から選出された者 若干名 (5) その他運営協議会が必要と認めた者 若干名 〔省略〕 (議長等) 第6条 運営協議会に議長及び副議長を置き、議長は<u>副学長（事務局等担当）</u>をもって充て、副議長は議長が指名する。 2 運営協議会は、議長が主宰する。 3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。 〔省略〕 (庶務) 第8条 運営協議会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>広報連携課</u>が処理する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第4条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>副学長（研究等担当）</u> (2) 本学教職員のうちから学長が委嘱する者 若干名 (3) F C東京から選出された者 若干名 (4) 小金井市から選出された者 若干名 (5) その他運営協議会が必要と認めた者 若干名 〔省略〕 (議長等) 第6条 運営協議会に議長及び副議長を置き、議長は<u>副学長</u>をもって充て、副議長は議長が指名する。 2 運営協議会は、議長が主宰する。 3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。 〔省略〕 (庶務) 第8条 運営協議会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>広報連携協力課</u>が処理する。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学寄附講義受入規程の一部改正について

改正理由：事務組織の一部改編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (事務) 第 1 1 条 寄附講義の受入れに関する事務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>広報</u> <u>連携課</u>が処理する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (事務) 第 1 1 条 寄附講義の受入れに関する事務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>広報</u> <u>連携協力課</u>が処理する。 〔省略〕

東京学芸大学附属図書館規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<u>(趣旨)</u> <u>第1条</u> この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第14条第2項の規定に基づき、東京学芸大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）について必要な事項を定めるものとする。</u> <u>(目的)</u> <u>第2条</u> 附属図書館は、学術情報の収集、整理、保存、提供等を行い、<u>東京学芸大学（以下「本学」という。）</u>における教育、研究等の支援に資するとともに、社会に開かれた図書館活動を行うことにより、広く学術の発展に寄与することを目的とする。 <u>(附属図書館長)</u> <u>第3条</u> 附属図書館長は、理事又は本学専任の教授のうちから、学長が任命する。 2 附属図書館長は、附属図書館の業務（東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）に定める附属図書館に関する事務を除く。）を統括する。 3 附属図書館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任命した学長の任期の末日を超えることはできない。 4 欠員が生じた場合の後任附属図書館長の任期は、前任者の残任期間とする。 <u>(運営)</u> <u>第4条</u> 附属図書館の運営に関する重要事項は、学術情報委員会において審議する。 <u>(規程の改廃)</u> <u>第5条</u> この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 <u>(利用)</u> <u>第6条</u> 附属図書館の利用に関することは、別に定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	<u>(目的)</u> <u>第1条</u> <u>東京学芸大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）</u>は、学術情報の収集、整理、保存、提供等を行い、<u>本学</u>における教育、研究等の支援に資するとともに、社会に開かれた図書館活動を行うことにより、広く学術の発展に寄与することを目的とする。 <u>(附属図書館長)</u> <u>第2条</u> 附属図書館長は、理事又は本学専任の教授のうちから、学長が任命する。 2 附属図書館長は、附属図書館の業務（東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）に定める附属図書館に関する事務を除く。）を統括する。 3 附属図書館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任命した学長の任期の末日を超えることはできない。 4 欠員が生じた場合の後任附属図書館長の任期は、前任者の残任期間とする。 <u>(運営)</u> <u>第3条</u> 附属図書館の運営に関する重要事項は、学術情報委員会において審議する。 <u>(規程の改廃)</u> <u>第4条</u> この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 <u>(利用)</u> <u>第5条</u> 附属図書館の利用に関することは、別に定める。

東京学芸大学環境教育実践施設規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正並びに理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 <u>(趣旨)</u> <u>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学環境教育実践施設（以下「環境教育施設」という。）について必要な事項を定めるものとする。</u> (目的) <u>第2条 環境教育施設は、環境教育に関する専門的な教育・研究を行い、かつ、学生等の実験・実習の場として利用に供し、もって環境教育の推進を図ることを目的とする。</u> (以下、現行の第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。) (組織) <u>第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</u> (1) 環境教育施設長 (2) 環境教育施設に所属する専任教員 2名 (3) <u>副学長（研究・附属学校等担当）</u> (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) 附属学校運営参事 1名 (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第7号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。 (以下、現行の第8条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。) <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	第1章 総則 (目的) <u>第1条 東京学芸大学環境教育実践施設（以下「環境教育施設」という。）は、環境教育に関する専門的な教育・研究を行い、かつ、学生等の実験・実習の場として利用に供し、もって環境教育の推進を図ることを目的とする。</u> (組織) <u>第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</u> (1) 環境教育施設長 (2) 環境教育施設に所属する専任教員 2名 (3) <u>副学長（研究等担当）</u> (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) 附属学校運営参事 1名 (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第7号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。

東京学芸大学教育実践研究支援センター規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正並びに理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 <u>(趣旨)</u> <u>第1条</u> この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学教育実践研究支援センター（以下「センター」という。）</u>について必要な事項を定めるものとする。 (目的) <u>第2条</u> センターは、学部、大学院、附属学校及び地域社会との緊密な連携を図り、教育実践や教育課題に関する総合的・開発的研究及び教育支援を行い、もって教員養成及び現職教育の推進を図ることを目的とする。 (以下、現行の第2条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。) (組織) <u>第9条</u> 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 各部門から各1名 (3) <u>副学長（研究・附属学校等担当）</u> (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第6号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。 (以下、現行の第9条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。) <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	第1章 総則 (目的) <u>第1条</u> <u>東京学芸大学教育実践研究支援センター（以下「センター」という。）</u>は、学部、大学院、附属学校及び地域社会との緊密な連携を図り、教育実践や教育課題に関する総合的・開発的研究及び教育支援を行い、もって教員養成及び現職教育の推進を図ることを目的とする。 (組織) <u>第8条</u> 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 各部門から各1名 (3) <u>副学長（研究等担当）</u> (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第6号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。

東京学芸大学留学生センター規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正並びに理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
第1章 総則 <u>(趣旨)</u> <u>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学留学生センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</u> (目的) <u>第2条</u> センターは、外国人留学生及び海外留学を希望する学生に対し、必要な教育及び指導助言を行い、外国人留学生等に対する教育指導の充実と留学生交流の推進に寄与することを目的とする。 (以下、現行の第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。) (組織) <u>第8条</u> 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 3名 (3) <u>副学長（学生等担当）</u> (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) 国際交流委員会から推薦された委員 1名 (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第7号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。 (以下、現行の第8条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。) <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>		第1章 総則 (目的) <u>第1条 東京学芸大学留学生センター（以下「センター」という。）</u>は、外国人留学生及び海外留学を希望する学生に対し、必要な教育及び指導助言を行い、外国人留学生等に対する教育指導の充実と留学生交流の推進に寄与することを目的とする。 (組織) <u>第7条</u> 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 3名 (3) <u>副学長（大学院教育等担当）</u> (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) 国際交流委員会から推薦された委員 1名 (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第7号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。	

東京学芸大学国際教育センター規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正並びに理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 <u>(趣旨)</u> <u>第1条</u> この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学国際教育センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。 <u>(目的)</u> <u>第2条</u> センターは、海外・帰国児童生徒教育、外国人児童生徒教育及び国際理解教育に関し、専門的な調査・研究・開発を行うとともに、全国共同利用施設として、国立大学の教員その他の者で、この分野の研究に従事する者の利用に供することを目的とする。 （以下、現行の第2条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。） <u>(組織)</u> <u>第14条</u> 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 3名 (3) <u>副学長（研究・附属学校等担当）</u> (4) 学系長 (5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。 （以下、現行の第14条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。） <u>(規程の改廃)</u> <u>第21条</u> この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 <u>(細目)</u> <u>第22条</u> この規程及び他の規程等に定めるもののほか、協議会、委員会、所員会議その他センターに関する細目は、委員会の議を経て、センター長が定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	第1章 総則 <u>(目的)</u> <u>第1条</u> <u>東京学芸大学国際教育センター（以下「センター」という。）は、海外・帰国児童生徒教育、外国人児童生徒教育及び国際理解教育に関し、専門的な調査・研究・開発を行うとともに、全国共同利用施設として、国立大学の教員その他の者で、この分野の研究に従事する者の利用に供することを目的とする。</u> <u>(組織)</u> <u>第13条</u> 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 3名 (3) <u>副学長（研究等担当）</u> (4) 学系長 (5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。 <u>(細目)</u> <u>第20条</u> この規程及び他の規程等に定めるもののほか、協議会、委員会、所員会議その他センターに関する細目は、委員会の議を経て、センター長が定める。

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正並びに理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 <u>(趣旨)</u> <u>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</u> (目的) <u>第2条 センター</u>は、学校教育カリキュラム並びに教員養成及び教員研修プログラムに関し、専門的な調査及び研究を行うとともに、全国共同利用施設として、この分野の調査研究に従事する者の利用に供することを目的とする。 (以下、現行の第2条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。) (組織) <u>第15条</u> 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 3名 (3) <u>副学長（研究・附属学校等担当）</u> (4) 学系長 (5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。 (以下、現行の第15条から第22条までを1条ずつ繰り下げる。) <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	第1章 総則 (目的) <u>第1条 東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター（以下「センター」という。）</u>は、学校教育カリキュラム並びに教員養成及び教員研修プログラムに関し、専門的な調査及び研究を行うとともに、全国共同利用施設として、この分野の調査研究に従事する者の利用に供することを目的とする。 (組織) <u>第14条</u> 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 3名 (3) <u>副学長（研究等担当）</u> (4) 学系長 (5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。

東京学芸大学保健管理センター規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正並びに理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 <u>(趣旨)</u> <u>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学保健管理センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</u> (目的) <u>第2条 センター</u>は、本学の保健管理に関する専門的業務を行うことを目的とする。 (以下、現行の第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。) (組織) <u>第8条</u> 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 所長 (2) センターに所属する専任教員 (3) <u>副学長（学生等担当）</u> (4) 学系長 (5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。 3 委員会に、専門的事項の審議に参加させるため、専門委員を置くことができる。 4 専門委員は、委員会の議に基づき、所長が委嘱する。 (以下、現行の第8条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。) <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	第1章 総則 (目的) <u>第1条 東京学芸大学保健管理センター（以下「センター」という。）</u>は、本学の保健管理に関する専門的業務を行うことを目的とする。 (組織) <u>第7条</u> 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 所長 (2) センターに所属する専任教員 (3) <u>副学長（教育等担当）</u> (4) 学系長 (5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。 3 委員会に、専門的事項の審議に参加させるため、専門委員を置くことができる。 4 専門委員は、委員会の議に基づき、所長が委嘱する。

東京学芸大学情報処理センター規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正並びに理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
第1章 総則 (趣旨) <u>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学情報処理センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</u> (目的) <u>第2条 センターは、学内共同利用施設として、学術研究の推進、図書館システムの拡充、情報処理教育その他学内の情報処理の推進に資することを目的とする。</u> (以下、現行の第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。) (組織) <u>第8条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</u> (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 (3) <u>副学長（研究・附属学校等担当）</u> (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) 学長が委嘱する教員 若干名 (以下、現行の第8条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。) <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>		第1章 総則 (目的) <u>第1条 東京学芸大学情報処理センター（以下「センター」という。）は、学内共同利用施設として、学術研究の推進、図書館システムの拡充、情報処理教育その他学内の情報処理の推進に資することを目的とする。</u> (組織) <u>第7条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</u> (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 (3) <u>副学長（研究等担当）</u> (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) 学長が委嘱する教員 若干名	

東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
第1章 総則 <u>(趣旨)</u> <u>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設(以下「R I 実験施設」という。)について必要な事項を定めるものとする。</u> (目的) <u>第2条 R I 実験施設は、学内共同利用施設として、本学教員その他の者が放射性同位元素を利用して行う研究・教育に資することを目的とする。</u> (以下、現行の第2条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。) <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>		第1章 総則 (目的) <u>第1条 東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設(以下「R I 実験施設」という。)</u>は、学内共同利用施設として、本学教員その他の者が放射性同位元素を利用して行う研究・教育に資することを目的とする。	

東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
第1章 総則 <u>(趣旨)</u> <u>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学有害廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）について必要な事項を定めるものとする。</u> (目的) <u>第2条 処理施設は、東京学芸大学有害廃棄物取扱規程（昭和55年規程第2号）に定める有害廃棄物（以下「有害廃棄物」という。）を適正に処理することを目的とする。</u> (以下、現行の第2条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。) <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>		第1章 総則 (目的) <u>第1条 東京学芸大学有害廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）は、東京学芸大学有害廃棄物取扱規程（昭和55年規程第2号）に定める有害廃棄物（以下「有害廃棄物」という。）を適正に処理することを目的とする。</u>	

東京学芸大学現職教員研修支援センター規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正並びに理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (趣旨) <u>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学現職教員研修支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</u> (目的) <u>第2条 センターは、現職教員の指導力向上のための東京学芸大学（以下「本学」という。）における研修に関連する業務及び教育学研究科が現職教員を積極的に受け入れるための方策に関する研究を行うとともに、教育学研究科に入学を希望する現職教員に対する修学上の指導助言を行うことを目的とする。</u> (以下、現行の第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。) (組織) <u>第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</u> (1) センター長 (2) <u>副学長（教育等担当）</u> (3) 学系長 (4) 兼任教員の中から推薦された者 2名 (5) その他学長が委嘱する者 若干名 (以下、現行の第8条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。) <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	第1章 総則 (目的) <u>第1条 東京学芸大学現職教員研修支援センター（以下「センター」という。）</u> は、現職教員の指導力向上のための東京学芸大学（以下「本学」という。）における研修に関連する業務及び教育学研究科が現職教員を積極的に受け入れるための方策に関する研究を行うとともに、教育学研究科に入学を希望する現職教員に対する修学上の指導助言を行うことを目的とする。 (組織) <u>第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</u> (1) センター長 (2) <u>副学長（大学院教育等担当）</u> (3) 学系長 (4) 兼任教員の中から推薦された者 2名 (5) その他学長が委嘱する者 若干名

東京学芸大学学生相談センター規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正並びに理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 <u>(趣旨)</u> <u>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学学生相談センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</u> (目的) <u>第2条 センターは、東京学芸大学（以下「本学」という。）学生の学生生活上の相談（以下「学生相談」という。）に応じ、豊かで快適な学生生活の支援に寄与することを目的とする。</u> (以下、現行の第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。) (組織) <u>第8条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</u> (1) センター長 (2) <u>副学長（学生等担当）</u> (3) 学系長 (4) 保健管理センター所長 (5) 保健管理センターの専任教員 (6) その他学長が委嘱する者 若干名 (以下、現行の第8条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。) <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	第1章 総則 (目的) <u>第1条 東京学芸大学学生相談センター（以下「センター」という。）は、東京学芸大学（以下「本学」という。）学生の学生生活上の相談（以下「学生相談」という。）に応じ、豊かで快適な学生生活の支援に寄与することを目的とする。</u> (組織) <u>第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</u> (1) センター長 (2) <u>副学長（教育等担当）</u> (3) 学系長 (4) 保健管理センター所長 (5) 保健管理センターの専任教員 (6) その他学長が委嘱する者 若干名

東京学芸大学学生キャリア支援センター規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正，理事及び副学長の職務分担の変更並びに委員会の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (趣旨) <u>第1条</u> この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学学生キャリア支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</u> (目的) <u>第2条</u> センターは、東京学芸大学（以下「本学」という。）における学生のキャリア形成及び就職活動を支援することを目的とする。 (業務) <u>第3条</u> センターは、次に掲げる業務を行う。 (1) 学生のキャリア形成に向けた能力及び態度の発達に関すること。 (2) 学生の進路相談に関すること。 (3) 学生の教員就職支援に関すること。 (4) 学生の一般就職支援に関すること。 (5) 学生のインターンシップ及びボランティアに関すること。 (6) 東京教師養成塾，公立学校教員採用候補者の大学推薦等に関すること。 <u>(7) その他学生のキャリア支援に関すること。</u> (以下，現行の第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。) (組織) <u>第8条</u> 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) <u>副学長（学生等担当）</u> (3) 学系長 (4) その他学長が委嘱する者 若干名 (以下，現行の第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。) 第3章 センター会議 (センター会議)	第1章 総則 (目的) <u>第1条</u> <u>東京学芸大学学生キャリア支援センター（以下「センター」という。）は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における学生のキャリア形成及び就職活動を支援することを目的とする。</u> (業務) <u>第2条</u> センターは、次に掲げる業務を行う。 (1) 学生のキャリア形成に向けた能力及び態度の発達に関すること。 (2) 学生の進路相談に関すること。 (3) 学生の教員就職支援に関すること。 (4) 学生の一般就職支援に関すること。 (5) 学生のインターンシップ及びボランティアに関すること。 (6) 東京教師養成塾，公立学校教員採用候補者の大学推薦等に関すること。 <u>(7) 障害学生の学生生活支援及びキャリア支援に関すること。</u> <u>(8) その他学生のキャリア支援に関すること。</u> (組織) <u>第7条</u> 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) <u>副学長（教育等担当）</u> (3) 学系長 (4) その他学長が委嘱する者 若干名 第3章 センター会議 (センター会議)

第13条 センターに、センターの運営及びキャリア形成支援・就職支援に関する事項を審議するため、センター長、専任教員及び兼任教員をもって組織するセンター会議を置く。

2 センター会議には、業務に応じた専門部会を置くことができる。

3 副学長（学生等担当）及び第3条第2項の特任教授等は、必要に応じてセンター会議に出席し、意見を述べることができる。

（以下、現行の第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。）

附 則

この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

第12条 センターに、センターの運営及びキャリア形成支援・就職支援に関する事項を審議するため、センター長、専任教員及び兼任教員をもって組織するセンター会議を置く。

2 センター会議には、業務に応じた専門部会を置くことができる。

3 副学長（教育等担当）及び第3条第2項の特任教授等は、必要に応じてセンター会議に出席し、意見を述べることができる。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の制定及び学則の一部改正並びに理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第16条第2項及び第17条第2項の規定に基づき</u>，附属学校運営部及び附属学校の管理運営について必要な事項を定め，円滑で効果的な学校運営の推進を図ることを目的とする。 〔省略〕 第5章 附属学校運営部及び附属学校運営会議 第1節 附属学校運営部 〔省略〕 (業務の統括) 第34条 <u>副学長（研究・附属学校等担当）</u>は，学長の命を受け，附属学校の運営に関する業務を統括する。 (附属学校運営参事) 第35条 運営部に，附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）2名を置き，本学の専任教授及び附属学校の副校長等の経験者をもって充てる。 2 運営参事は，<u>副学長（研究・附属学校等担当）</u>の監督の下に，附属学校の運営に関する業務を処理する。 3 運営参事は，役員会及び附属学校運営会議の意見を聴き，学長が任命する。 4 運営参事の任期は2年以内とし，1回に限り再任されることができる。ただし，65歳に達した日の属する年度の末日を超えることはできない。 5 欠員が生じた場合の後任運営参事の任期は，前任者の残任期間とする。 〔省略〕 第2節 附属学校運営会議	〔省略〕 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は，<u>国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第10条第2項及び第11条第2項の規定に基づき</u>，附属学校運営部及び附属学校の管理運営について必要な事項を定め，円滑で効果的な学校運営の推進を図ることを目的とする。 〔省略〕 第5章 附属学校運営部及び附属学校運営会議 第1節 附属学校運営部 〔省略〕 (業務の統括) 第34条 <u>副学長（研究等担当）</u>は，学長の命を受け，附属学校の運営に関する業務を統括する。 (附属学校運営参事) 第35条 運営部に，附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）2名を置き，本学の専任教授及び附属学校の副校長等の経験者をもって充てる。 2 運営参事は，<u>副学長（研究等担当）</u>の監督の下に，附属学校の運営に関する業務を処理する。 3 運営参事は，役員会及び附属学校運営会議の意見を聴き，学長が任命する。 4 運営参事の任期は2年以内とし，1回に限り再任されることができる。ただし，65歳に達した日の属する年度の末日を超えることはできない。 5 欠員が生じた場合の後任運営参事の任期は，前任者の残任期間とする。 〔省略〕 第2節 附属学校運営会議

〔省略〕

（組織）

第38条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（研究・附属学校等担当）
- (2) 運営参事
- (3) 附属学校長又は副校長 2名
- (4) 事務局長

2 前項第3号の委員は、運営会議の意見を聴き、学長が任命する。

〔省略〕

（委員長等）

第40条 運営会議に委員長を置き、副学長（研究・附属学校等担当）をもって充てる。

- 2 運営会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

〔省略〕

（組織）

第38条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（研究等担当）
- (2) 運営参事
- (3) 附属学校長又は副校長 2名
- (4) 事務局長

2 前項第3号の委員は、運営会議の意見を聴き、学長が任命する。

〔省略〕

（委員長等）

第40条 運営会議に委員長を置き、副学長（研究等担当）をもって充てる。

- 2 運営会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由：事務組織の一部改編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第8章 開示方法等の取扱い 第1節 開示請求 (開示請求の受付) 第32条 本学が保有する個人情報について、法第12条の規定による開示請求（以下「開示請求」という。）があったときは、総務部<u>広報連携課</u>（以下「<u>広報連携課</u>」という。）において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。 (1)～(4) 〔省略〕 2 前項のほか、各附属学校（小金井地区を除く。以下同じ。）においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。 (1) 開示請求者に対し、<u>広報連携課</u>の協力を得て、保有個人情報の特定に資する情報の提供に努めなければならない。 (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に開示請求書の提出を求めるとともに、前項第3号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、開示請求書に形式上の不備があるときは、<u>広報連携課</u>の協力を得て、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。 (3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書を<u>広報連携課</u>に送付するものとする。 〔省略〕 (開示の実施) 第35条 学長は、法第24条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から別紙第10号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。 2 保有個人情報の開示は、原則として<u>広報連携課</u>において実施するものとする。ただし、当該保有個人情報を移動すると汚損の危険性がある場合又は利用者の居	〔省略〕 第8章 開示方法等の取扱い 第1節 開示請求 (開示請求の受付) 第32条 本学が保有する個人情報について、法第12条の規定による開示請求（以下「開示請求」という。）があったときは、総務部<u>広報連携協力課</u>（以下「<u>広報連携協力課</u>」という。）において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。 (1)～(4) 〔省略〕 2 前項のほか、各附属学校（小金井地区を除く。以下同じ。）においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。 (1) 開示請求者に対し、<u>広報連携協力課</u>の協力を得て、保有個人情報の特定に資する情報の提供に努めなければならない。 (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に開示請求書の提出を求めるとともに、前項第3号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、開示請求書に形式上の不備があるときは、<u>広報連携協力課</u>の協力を得て、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。 (3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書を<u>広報連携協力課</u>に送付するものとする。 〔省略〕 (開示の実施) 第35条 学長は、法第24条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から別紙第10号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。 2 保有個人情報の開示は、原則として<u>広報連携協力課</u>において実施するものとする。ただし、当該保有個人情報を移動すると汚損の危険性がある場合又は利用者

所等の都合により広報連携課まで出向くことができない場合には、当該個人情報を保有する部局等において実施できるものとする。

- 3 電磁的記録の開示については、用紙に出力したものの閲覧又は写しの送付とする。
- 4 開示を受ける者が保有個人情報の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、広報連携課において当該保有個人情報の写しを送付するものとする。この場合においては、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

〔省略〕

第2節 訂正請求

(訂正請求の受付)

第37条 本学が保有する個人情報について、法第27条の規定による訂正請求（追加又は削除の請求を含む。以下「訂正請求」という。）があったときは、広報連携課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1)～(3) 〔省略〕

- 2 前項のほか、各附属学校においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1) 訂正請求を受け付けるときは、訂正請求者に訂正請求書の提出を求めるものとする。この場合において、訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、訂正請求書に不備があるときは、広報連携課の協力を得て、訂正請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(2) 訂正請求書を受理したときは、訂正請求者に訂正請求書の副本1部を交付するとともに、訂正請求書を広報連携課に送付するものとする。

〔省略〕

第3節 利用停止請求

(利用停止請求の受付)

第40条 本学が保有する個人情報について、法第36条の規定による利用停止請求（消去又は提供の停止請求を含む。以下「利用停止請求」という。）があったときは、広報連携課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1)～(3) 〔省略〕

- 2 前項のほか、各附属学校においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

の居所等の都合により広報連携協力課まで出向くことができない場合には、当該個人情報を保有する部局等において実施できるものとする。

- 3 電磁的記録の開示については、用紙に出力したものの閲覧又は写しの送付とする。
- 4 開示を受ける者が保有個人情報の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、広報連携協力課において当該保有個人情報の写しを送付するものとする。この場合においては、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

〔省略〕

第2節 訂正請求

(訂正請求の受付)

第37条 本学が保有する個人情報について、法第27条の規定による訂正請求（追加又は削除の請求を含む。以下「訂正請求」という。）があったときは、広報連携協力課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1)～(3) 〔省略〕

- 2 前項のほか、各附属学校においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1) 訂正請求を受け付けるときは、訂正請求者に訂正請求書の提出を求めるものとする。この場合において、訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、訂正請求書に不備があるときは、広報連携協力課の協力を得て、訂正請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(2) 訂正請求書を受理したときは、訂正請求者に訂正請求書の副本1部を交付するとともに、訂正請求書を広報連携協力課に送付するものとする。

〔省略〕

第3節 利用停止請求

(利用停止請求の受付)

第40条 本学が保有する個人情報について、法第36条の規定による利用停止請求（消去又は提供の停止請求を含む。以下「利用停止請求」という。）があったときは、広報連携協力課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1)～(3) 〔省略〕

- 2 前項のほか、各附属学校においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 利用停止請求を受け付けるときは、利用停止請求者に利用停止請求書の提出を求めるものとする。この場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、利用停止請求書に不備があるときは、広報連携課の協力を得て、利用停止請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- (2) 利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求者に利用停止請求書の副本1部を交付するとともに、利用停止請求書を広報連携課に送付するものとする。

〔省略〕

第1号様式（第32条第1項第1号関係）

個人情報ファイル簿

国立大学法人東京学芸大学

〔省略〕	〔省略〕
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 国立大学法人東京学芸大学総務部 <u>広報連携課</u>
	(所在地) 東京都小金井市貫井北町4-1-1
〔省略〕	〔省略〕

附 則

この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

- (1) 利用停止請求を受け付けるときは、利用停止請求者に利用停止請求書の提出を求めるものとする。この場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、利用停止請求書に不備があるときは、広報連携協力課の協力を得て、利用停止請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- (2) 利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求者に利用停止請求書の副本1部を交付するとともに、利用停止請求書を広報連携協力課に送付するものとする。

〔省略〕

第1号様式（第32条第1項第1号関係）

個人情報ファイル簿

国立大学法人東京学芸大学

〔省略〕	〔省略〕
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 国立大学法人東京学芸大学総務部 <u>広報連携協力課</u>
	(所在地) 東京都小金井市貫井北町4-1-1
〔省略〕	〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部改正について

改正理由：事務組織の一部改編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (受付) 第3条 本学が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、本学総務部 <u>広報連携課</u>（以下「<u>広報連携課</u>」という。）及び財務施設部経理課において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。 (1)～(4) 〔省略〕 2 前項のほか、各附属学校事務室（小金井地区を除く。）において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。 (1) 開示請求者に対し、<u>広報連携課</u>の協力を得て、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。 (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に開示請求書の提出を求めるとともに、前項第3号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、<u>広報連携課</u>の協力を得て、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。 (3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書を<u>広報連携課</u>に送付するものとする。 〔省略〕 (開示の実施) 第6条 学長は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から別紙第9号様式による法人文書の開示の実施方法等申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別紙第10号様式による法人文書の更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。 2 前項の規定により開示を実施するときは、次項に定める開示実施手数料を徴収するものとする。 3 法第17条に規定する開示実施手数料は、施行令第13条の規定を準用するものとする。 4 法人文書の開示は、原則として<u>広報連携課</u>において実施するものとする。ただ	〔省略〕 (受付) 第3条 本学が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、本学総務部 <u>広報連携協力課</u>（以下「<u>広報連携協力課</u>」という。）及び財務施設部経理課において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。 (1)～(4) 〔省略〕 2 前項のほか、各附属学校事務室（小金井地区を除く。）において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。 (1) 開示請求者に対し、<u>広報連携協力課</u>の協力を得て、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。 (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に開示請求書の提出を求めるとともに、前項第3号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、<u>広報連携協力課</u>の協力を得て、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。 (3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書を<u>広報連携協力課</u>に送付するものとする。 〔省略〕 (開示の実施) 第6条 学長は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から別紙第9号様式による法人文書の開示の実施方法等申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別紙第10号様式による法人文書の更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。 2 前項の規定により開示を実施するときは、次項に定める開示実施手数料を徴収するものとする。 3 法第17条に規定する開示実施手数料は、施行令第13条の規定を準用するものとする。 4 法人文書の開示は、原則として<u>広報連携協力課</u>において実施するものとする。

し、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合又は利用者の居所等の都合により広報連携課まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局等において実施できるものとする。

- 5 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、広報連携課において法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合又は利用者の居所等の都合により広報連携協力課まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局等において実施できるものとする。

- 5 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、広報連携協力課において法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会規程の一部改正について

改正理由：事務組織の一部改編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (庶務) 第8条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>広報連携課</u>が処理する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (庶務) 第8条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>広報連携協力課</u>が処理する。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規程の一部改正について

改正理由：事務組織の一部改編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （管理台帳） 第9条 文書管理者は、法人文書の適切な管理を行うこと及び法による開示請求をしようとする者の利便を図るため、別紙様式第2号により管理簿を作成し、総括文書管理者に提出しなければならない。 2 管理簿には、1年以上の保存期間を設定した法人文書ファイルを登載するものとする。 3 管理簿の記載事項について、記載すべき事項が法第5条各号に規定する不開示情報に該当するおそれがある場合その他合理的な理由がある場合には、記載を簡略化することができる。 4 管理簿は、年1回以上定期的に更新を行うものとする。 5 管理簿は、本学総務部<u>広報連携課</u>において一般の閲覧に供するものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （管理台帳） 第9条 文書管理者は、法人文書の適切な管理を行うこと及び法による開示請求をしようとする者の利便を図るため、別紙様式第2号により管理簿を作成し、総括文書管理者に提出しなければならない。 2 管理簿には、1年以上の保存期間を設定した法人文書ファイルを登載するものとする。 3 管理簿の記載事項について、記載すべき事項が法第5条各号に規定する不開示情報に該当するおそれがある場合その他合理的な理由がある場合には、記載を簡略化することができる。 4 管理簿は、年1回以上定期的に更新を行うものとする。 5 管理簿は、本学総務部<u>広報連携協力課</u>において一般の閲覧に供するものとする。 〔省略〕

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部改正について

改正理由：名誉教授称号授与規程の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1条 この細則は、東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第5号。以下「規程」という。）<u>第9条</u>の規定に基づき、必要な細目を定めるものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この細則は、平成22年6月7日から施行し、平成22年2月12日から適用する。</u>	第1条 この細則は、東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第5号。以下「規程」という。）<u>第8条</u>の規定に基づき、必要な細目を定めるものとする。 〔省略〕

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項の一部改正について

改正理由：教員選考規程の一部改正に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）において，学長のリーダーシップにより戦略的に配置する教員（以下「戦略的配置教員」という。）の採用に係る選考については，東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）<u>第36条</u>の規定に基づき，この要項の定めるところによる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は，平成22年6月7日から施行し，平成22年1月28日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）において，学長のリーダーシップにより戦略的に配置する教員（以下「戦略的配置教員」という。）の採用に係る選考については，東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）<u>第35条</u>の規定に基づき，この要項の定めるところによる。 〔省略〕

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部改正について

改正理由：教職大学院運営規程の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 東京学芸大学教職大学院運営規程（平成20年規程第26号。以下「運営規程」という。）<u>第9条第5号</u>に定める事項のうち、大学院教育学研究科教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）を担当する教育実践創成講座に所属する教員（以下「専任教員」という。）の採用、昇任及び移籍（以下「採用等」という。）並びに教職大学院を担当する非常勤講師（特任教授，特任准教授，特任講師及び特任助教の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。）の採用に係る選考については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）第36条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。 〔省略〕 (専任教員の選考手続) 第4条 候補者の選考は、運営会議において単記無記名投票による委員（議長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。この場合において、運営規程<u>第10条第3項</u>に定める委員は、議決に加わることができない。 2 運営会議議長は、前項により候補者を選考したときは、教員候補者選考調書（様式第2）により、その選考に至った経緯を速やかに評議会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、議長の指名する委員が行うことができる。 3 専任教員の選考は、評議会において単記無記名投票による出席評議会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。 〔省略〕 (運営会議の定足数) 第9条 運営会議は、全委員（運営規程<u>第10条第3項</u>に定める委員を除く。）の出席がなければ会議を開き、議決することはできない。 2 前項の規定にかかわらず、審議の対象となる委員は、運営会議に出席することはできない。	(趣旨) 第1条 東京学芸大学教職大学院運営規程（平成20年規程第26号。以下「運営規程」という。）<u>第8条第5号</u>に定める事項のうち、大学院教育学研究科教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）を担当する教育実践創成講座に所属する教員（以下「専任教員」という。）の採用、昇任及び移籍（以下「採用等」という。）並びに教職大学院を担当する非常勤講師（特任教授，特任准教授，特任講師及び特任助教の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。）の採用に係る選考については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）第36条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。 〔省略〕 (専任教員の選考手続) 第4条 候補者の選考は、運営会議において単記無記名投票による委員（議長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。この場合において、運営規程<u>第9条第3項</u>に定める委員は、議決に加わることができない。 2 運営会議議長は、前項により候補者を選考したときは、教員候補者選考調書（様式第2）により、その選考に至った経緯を速やかに評議会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、議長の指名する委員が行うことができる。 3 専任教員の選考は、評議会において単記無記名投票による出席評議会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。 〔省略〕 (運営会議の定足数) 第9条 運営会議は、全委員（運営規程<u>第9条第3項</u>に定める委員を除く。）の出席がなければ会議を開き、議決することはできない。 2 前項の規定にかかわらず、審議の対象となる委員は、運営会議に出席することはできない。

〔省略〕

（選考手続）

第14条 非常勤講師の選考は、運営会議において単記無記名投票による委員（議長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。この場合において、運営規程第10条第3項に定める委員は、議決に加わることができない。

2 運営会議議長は、前項により非常勤講師を選考したときは、教職大学院担当非常勤講師採用報告書（様式第5）により、選考結果を評議会に報告しなければならない。この場合において、選考結果の報告は、議長の指名する委員が行うことができる。

〔省略〕

附 則

この要項は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

〔省略〕

（選考手続）

第14条 非常勤講師の選考は、運営会議において単記無記名投票による委員（議長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。この場合において、運営規程第9条第3項に定める委員は、議決に加わることができない。

2 運営会議議長は、前項により非常勤講師を選考したときは、教職大学院担当非常勤講師採用報告書（様式第5）により、選考結果を評議会に報告しなければならない。この場合において、選考結果の報告は、議長の指名する委員が行うことができる。

〔省略〕

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大運営委員会（東京学芸大学）要項の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 <u>(1) 副学長（研究・附属学校等担当）</u> <u>(2) 研究科長</u> <u>(3) 学系長</u> <u>(4) 研究科専任教員</u> <u>(5) 研究科委員会規程第3条第4号に規定する者のうち東京学芸大学から選出された委員</u> <u>(6) 各連合講座の東京学芸大学部会代表者</u> <u>(7) 主指導教員となっている者</u> 2 前項<u>第5号</u>の委員は<u>第6号</u>若しくは<u>第7号</u>の委員又はその両者を、<u>第6号</u>の委員は<u>第7号</u>の委員を兼ねることができる。 〔省略〕 （委員長等） 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は<u>副学長（研究・附属学校等担当）</u>を、副委員長は第3条第1項<u>第5号</u>の委員をもって充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 <u>(1) 副学長（教育等担当）</u> <u>(2) 副学長（研究等担当）</u> <u>(3) 研究科長</u> <u>(4) 学系長</u> <u>(5) 研究科専任教員</u> <u>(6) 研究科委員会規程第3条第4号に規定する者のうち東京学芸大学から選出された委員</u> <u>(7) 各連合講座の東京学芸大学部会代表者</u> <u>(8) 主指導教員となっている者</u> 2 前項<u>第6号</u>の委員は<u>第7号</u>若しくは<u>第8号</u>の委員又はその両者を、<u>第7号</u>の委員は<u>第8号</u>の委員を兼ねることができる。 〔省略〕 （委員長等） 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は<u>副学長（研究等担当）</u>を、副委員長は第3条第1項<u>第6号</u>の委員をもって充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。 〔省略〕

東京学芸大学情報化統括責任者及び情報化統括責任者補佐の設置に関する要項の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （情報化統括責任者） 第2条 本学に、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）を置く。 2 CIOは、本学の情報戦略の推進及び情報運用実務の遂行等を統括するとともに、本学の情報資産の適切かつ円滑な運用を図るものとする。 3 CIOは、理事（<u>研究・附属学校等担当</u>）をもって充てる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （情報化統括責任者） 第2条 本学に、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）を置く。 2 CIOは、本学の情報戦略の推進及び情報運用実務の遂行等を統括するとともに、本学の情報資産の適切かつ円滑な運用を図るものとする。 3 CIOは、理事（<u>研究等担当</u>）をもって充てる。 〔省略〕

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領の一部改正について

改正理由：学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (身分) 第7 短期留学生は、<u>東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第47条</u>に規定する特別聴講学生とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要領は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (身分) 第7 短期留学生は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則第64条</u>に規定する特別聴講学生とする。 〔省略〕

東京学芸大学留学生センター日本語研修コース実施要領の一部改正について

改正理由：留学生センター規程の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この要領は、<u>東京学芸大学留学生センター規程（平成10年規程第11号）第14条第2項の規定に基づき、センターの日本語研修コース（以下「コース」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要領は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この要領は、<u>東京学芸大学留学生センター規程13条第2項の規定に基づき、センターの日本語研修コース（以下「コース」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。</u> 〔省略〕